

# 公的価格に関する対応について

令和4年8月

内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局

# 看護における処遇改善(令和4年度診療報酬改定)

## 1. 制度概要

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「公的価格評価検討委員会中間整理」(令和3年12月21日)を踏まえ、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(※1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(※2)を創設する。
- これらの処遇改善に当たっては、介護・障害福祉の処遇改善加算の仕組みを参考に、予算措置が確実に賃金に反映されるよう、適切な担保措置を講じることとする。
  - (※1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関
  - (※2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

## 2. 具体的な制度設計

- **点数設計**
  - ・対象医療機関の看護職員(常勤換算)1人当たり月額平均12,000円の賃金引上げに相当する額(※3)を、診療報酬に上乘せ
  - ・それぞれの医療機関ごとに、当該医療機関の看護職員数(常勤換算)と延べ入院患者数に応じて、入院料に点数を上乘せ(※3)12,000円の賃金引上げに伴う社会保険料の事業主負担の増加分も含む
- **対象となる医療機関**

以下の全ての要件を満たす医療機関

  - ・救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関
  - ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は看護職員等のベースアップ等(※4)に使用することを要件とする。(※5)
  - (※4) 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
  - (※5) 令和4年度については、9月までの補助金に基づくベースアップの維持で足りるものとする。
- **対象となる職種**
  - ・看護職員(看護師、准看護師、保健師、助産師)
  - ・医療機関の判断により、看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの賃金改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- **賃上げの担保措置**
  - ・各医療機関において、地方厚生局に対して、看護職員等の賃金改善額と報酬による収入額等を記載した、計画書及び実績報告書の提出を求める。

# 介護における処遇改善(令和4年度介護報酬改定)

## 1. 制度概要

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(※1)を講じることとする。  
(※1) 現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

## 2. 具体的な制度設計

- **加算額**
  - ・対象介護事業所の介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額を加算
  - ・対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出。
- **対象となる施設・サービス**
  - ・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
  - ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※2)に使用することを要件とする。  
(※2)「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- **対象となる職種**
  - ・介護職員
  - ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- **賃上げの担保措置**
  - ・各事業所において、都道府県等に対して、介護職員等の賃金改善額と加算による収入額等を記載した、計画書及び実績報告書の提出を求める。

# 障害福祉における処遇改善(令和4年度障害福祉サービス等報酬改定)

## 1. 制度概要

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(※1)を講じることとする。  
(※1) 現行の処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を取得していることに加えて、具体的には、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図るなどの措置を講じる。

## 2. 具体的な制度設計

- **加算額**
  - ・対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額を加算
  - ・対象サービスごとに福祉・介護職員数(常勤換算)に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の障害福祉サービス等報酬にその加算率を乗じて単位数を算出
- **対象となる施設・サービス**
  - ・処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)
  - ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※2)に使用することを要件とする  
(※2)「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- **対象となる職種**
  - ・福祉・介護職員
  - ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める
- **賃上げの担保措置**
  - ・各事業所において、都道府県等に対して、福祉・介護職員等の賃金改善額と加算による収入額等を記載した、計画書及び実績報告書の提出を求める

# 子ども・子育て支援新制度における処遇改善(令和4年度公定価格改定)

## 1. 制度概要

- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、令和4年10月以降について公定価格の改定を行い、収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置を講じることとする。
- これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策(※1)を講じることとする。  
(※1) 賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書の提出を求めるとともに、賃金改善の合計額の3分の2以上は基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図る措置を講じる。

## 2. 具体的な制度設計

- **単価設定**
  - ・幼稚園・保育所・認定こども園等の職員(常勤換算)1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに必要な額を、公定価格の加算として設定
- **対象となる施設**
  - ・賃金改善を行う幼稚園・保育所・認定こども園等
  - ・賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善額の2/3以上はベースアップ等(※2)に使用することを要件とする。  
(※2)「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ
- **対象となる職種**
  - ・幼稚園・保育所・認定こども園等の職員
  - ・事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- **賃上げの担保措置**
  - ・各幼稚園・保育所・認定こども園等において、市町村に対して、職員の賃金改善額と公定価格による加算額等を記載した、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書の提出を求める。

## 厚生労働省関係

### ○ 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ 1,665億円

保育士等、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(注1)を、令和4年2月から実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注2)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度(月額4,000円)引き上げるための措置(注3)を、令和4年2月から実施する。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注2) 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」：一定の救急医療を担う医療機関(救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関)

(注3) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

## 内閣府・文部科学省関係

### ○ 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ 935億円

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年2月から実施する。

※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

(注) 今回の処遇改善の対象となる「教育・保育などの現場で働く方々」には、地域型保育事業などの公定価格の対象の事業所で働く方々、放課後児童クラブの職員、及び公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等が含まれる。

## 厚生労働省関係

### ○ 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ 395億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等を踏まえ、以下の取組を実施する。

看護職員の処遇改善については、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（注1）に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み（注2）を創設する。

介護・障害福祉職員の処遇改善については、令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置（注3）を講じることとする。また、介護については、介護職員の処遇改善を円滑に実施するため、財政安定化基金への拠出に要する費用について、特例的に補助を行う。

児童養護施設等の職員の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても、引き続き、実施する。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じる。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

（注1）救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

（注2）看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

（注3）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

## 内閣府・文部科学省関係

### ○ 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ 207億円

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（※）を、令和4年10月以降においても、引き続き、実施する。

※ 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

（注）今回の処遇改善の対象となる「教育・保育などの現場で働く方々」には、地域型保育事業などの公定価格の対象の事業所で働く方々、放課後児童クラブの職員、及び公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等が含まれる。